大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成26年7月17日(木)午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

青田和憲,飯田伸二,佐藤敬子,白石 哲,田中利武,玉衛隆見,秦野恵子, 松尾和行,世森亮次(五十音順,敬称略)

4 議事内容

【テーマ】成年後見制度などの高齢者保護に関連する家庭裁判所の制度について

- □ 成年後見制度についての説明
- □ ビデオ「成年後見~利用のしかたと後見人の仕事」視聴
- □ 意見交換(□:委員長, ◇:委員(学識経験者), ◆:委員(法曹関係者),

●:裁判所)

- ◇ 判断能力の衰えの程度が3つの類型に分かれているが、どの類型に該当するかは医師の診断書などに基づき判断されるのか。
- 判断能力について3つの類型があり、それに応じて、「後見」「保佐」「補助」の別々の制度を利用することになるので、まず判断能力がどの類型に当たるのかを判断して利用する制度を選ぶことになる。そこで、医師にどの類型に該当するのかを判断していただいて、利用する制度を選び、申立てをしていただくことになる。
- ◇ その場合の判断に差があってはよくないと思うが、全国的に基準のような ものが確立しているのか。
- ある程度確立している。場合によっては、医師による鑑定を行うこともある。
- ◇ この制度を利用した場合, 医師などの資格に制限があるとされているが,

逆に、申立てがなければ、医師などが判断能力が不十分な状況になった場合でも、仕事をそのまま続けられるということなのか。

- ◆ 家庭裁判所では申立てがなければ後見を開始することはない。本来は後見 状態であるにもかかわらず、後見の申立てがなければ、いわゆる被後見状態 にはならないということになる。後見以外に資格の制限などが必要であれば、 それぞれの監督官庁において対応されているのではないか。裁判所が後見を 開始したことの反射的な効果として、それぞれの業法で規定されている資格 制限がおこるということであって、裁判所が資格制限のところに何か関与し ているということではない。
- □ 後見人になるということはとても大変なことだと思う。このような大変な 仕事をして、後見人になる人に利点はあるのか。

後見申立てをしたり、後見人になったりする場合にはいろいろなケースが

あるとは思う。例えば、遺産分割をしようとしたけれども、1人が被後見状態で、そのままでは遺産分割できないため、後見の申立てをしようとか、普段面倒を見ている人が、本人の預金を本人の生活費に充てようとしたけれども、銀行から本人が被後見状態であれば預金は下ろせないと言われた場合など、本当に必要に迫られて申立てをする場合が多い。そういった意味では、何か利点があるというよりも、やらざるを得ないので申立てをする人が多い。後見を開始するとして、親族が自分で後見人になれるかどうかということについては、「親族のことなので、自分で面倒をみたい。」、「これまでも自分で面倒をみてきていたので、引き続いて面倒をみたい。」ということで申立人がそのまま候補者になることが多い。他方で、最初は必要に迫られて後見の申立てをしたが、例えば、遺産分割のために申し立てられた場合だと、遺産分割の話ができてしまえば必要性がなくなり、後見人としての最初の仕事が終わってしまえば、その後の仕事がおざなりになってしまうということがないわけではない。そういう意味では、最初の目的を達した後も引き続き

最後まできちんとやっていただくことを理解していただいた上で引き受けて いただくということが大切になってくる。

- ◇ 昨今の動きとして、親族後見人を専門職後見人が上回っているという状況で、あまり認められる方向ではないのかもしれないが、親族を適任として選任した事例を紹介していただきたい。
- 申立ての動機の中では、最も多いのが「預貯金等の管理・解約」であるが、次に多いのが「介護保険契約(施設入所等のため)」となっており、生まれながらに判断能力のない子どものいる人が、そういった契約を締結するために後見制度を利用するということがある。こういうケースの場合は、親族後見人を選任することが多い。
 - ▶ 専門職後見人を選ぶ事例が徐々に増加している状況であるが、他方で、親族、申立人をそのまま後見人に選任することがまだまだ相当数ある。例えば、収入と支出が毎月決まっていて、特に施設に入っている人で、収入をそのまま施設費に充てるというだけのごく簡単な事務であるような場合や財産状態が簡素な人については、あえて専門職後見人を選任するまでのことはないと思う。他方で、財産以外のところで、誰がその人の面倒をみるかなど親族内に何か対立があるような場合は、公正中立な第三者、専門職後見人を選任する。財産の状態や親族内の状況、今後予想される事務などを総括的に判断して、親族内の人でも大丈夫という場合は親族を選ぶということもある。後見を開始する段階で、将来の予想を立てて選ぶということなので、なかなか判断が難しい部分である。特に、後見だと、後見開始から10年20年単位でやっていくことなので、なかなか開始した時に予想していなかったことがどんどん起こってくる。そういう時にどうするか、ということが家庭裁判所でも悩ましいところである。
- □ 後見人が途中で交代することもあるのか。
- ◆ 一番典型的なものは、後見人が不正を行った場合で、この場合は直ちに解

任しなければならない。後見制度は本人の保護,特に財産の保護を目的としている。不正があったり,不正を疑われることがあれば,すぐに解任して,新たに第三者を選任することになる。この他には,生まれながらにして子どもが後見状態である場合がある。最初は親が後見人になっているが,高齢化により親が後見人としての業務に耐えられなくなってくることがあり,この場合には,後見人の任に堪えられなくなった時点で他の親族から後見人を選任するか,他にあてがないということであれば,専門職後見人を選任することがある。

- ◇ 高齢化に伴い増加が予想される身寄りのない高齢者にも後見人を付ける必要があると思うが、なかなか後見制度に結び付きにくいような状況が見受けられるのではないか。
- □ 財産の管理という話があったが、財産のない高齢者もたくさんいると思うが、そのような高齢者にはどのように対処しているのか。
- ◇ 身寄りのない高齢者について市区町村長が申立てするケースが増えている と聞いている。現実問題として、行政がそのようなケースを全て把握するこ とは難しく、本来はこの制度を利用することが必要なケースでも、漏れてし まっているケースもあると思うが、その実態などについて伺いたい。
- 市区町村長申立てについては、制度ができた当初から、身寄りのない高齢者等をいかに制度に結び付けるか、市区町村長の積極的な申立てが必要、などの点が話題になっていた。日本全国の市区町村長申立件数をみると、申立件数がかなり増えている県がある一方で、大分県はまだ20件程度にとどまっている状況である。ただ、中津市や臼杵市では市民後見人の養成講座が始まり、実際に市民後見人が選任されている。これが県内に広がっていくと、独居老人の中に成年後見制度を活用した方がよい人が見つかれば行政側の申立てに至って、市民後見人等が選任されるという流れになっていくと思う。当初から申立ての手数料の負担の問題などもあったが、徐々に改善されてお

- り、厚生労働省の指導もあることから広がっていくものと思っている。
- ◆ まさに、収入や資産の少ない人をどのようにしてこの制度に結び付けるかが大問題で、幸いにして臼杵市は行政から費用が出ているので、それで何とか運営できている状況である。市町村で格差が非常に大きく、各市町村に取組をすすめていただきたいところである。
- ◇ この制度を全国的に定着させるためには国として一定の支援を考えていく必要があるのではないか。例えば、身寄りのない、特に資力のない高齢者を後見制度に結び付けた場合に、特別交付金のような形で国が費用を負担する制度を充実していかないと、市町村の財政規模によって差が大きく出てしまうのではないかといった危惧がある。今後ますます資産のない高齢者が増えて、実際には後見制度に結び付けていかないといけない状況があるにもかかわらず、なかなかそこに至らないということも考えられるので、国の制度として、そういうことを一定の形として考えていかないといけないのではないか。
- ◆ 後見制度がますます利用されるためには、この制度の信頼性も重要だと思う。後見人に不正等があると制度自体の信頼という点でマイナスとなるので、 家庭裁判所においても引き続き後見監督を十分に行っていただきたい。
- ◇ 特殊詐欺の被害が相変わらず多いが、この制度が浸透していけば、かなりの部分で防げるのではないか。
- ◇ 後見制度は、一般の人にはなかなか浸透していないのではないか。小中学校などでの学校教育に取り入れてみてはどうか。
- ◇ 後見制度を先生自体があまり知らないというのが現状だと思う。いかに制度を根付かせていくか、浸透させていくか、ということが課題で、社会全体で考えていかなければならないと思う。いろいろな場を使って、この制度を周知し、理解していただき、そして活用してもらう、ということが今後求められるのではないか。

- □ 一般の県民・市民,あるいは子供たちに,これは大事なことなんだと分かるような手だてが必要。広報活動状況について伺いたい。
- 個々の事件に関連して、裁判所において、後見人教室などは行っているが、 一般的な制度の普及といった観点の具体的な策は、現時点としてはまだ取り 組めていない。ここで頂いた意見を参考に、今後何ができるのかということ を検討したい。
- □ これから高齢化社会が進行する一方という中で、若いうちから意識を持つ ことは大事だと思う。
- ◇ 高齢者も新聞をよく読んでおり、大分合同新聞でも、相続や介護保険の仕組み、医療関連の話題などを掲載するシニア向けのページを設けている。後見制度についても同様に取り上げることが可能なので、利用してはどうか。
- ◇ 昨今の利用の仕方、利用動機が、本人よりも周囲のため、親族のための制度のような、ちょっといいのかな?、といった方向になっているような感じがしている。このような状況を加味して、適正な動機に基づく利用を促すような広報に取り組んでいただきたい。
- ◆ 裁判所側からすると、成年後見事件の増加は著しいので、成年後見制度は「よく世の中に知れ渡っている。」と思いがちだが、本日、意見を伺って、「まだまだ理解されていないことが多い。」ということを改めて認識した。超高齢化社会を迎え、平均寿命も長くなっていることからしても、成年後見制度は利用が増えていくことが確実な制度であるので、広報に関するものをはじめ、本日頂いた意見を参考に、少しでも世の中の役に立つようにこの制度を運営していきたいと考えている。
- 5 次回期日等について
 - □ 日時平成27年2月24日(火)午後3時から
 - □ テーマ

調停事件における子の福祉の充実について

□ 場所

大分家庭裁判所大会議室